

## 第1回宮城県公文書管理条例検討会概要

- 1 開催日時 令和6年9月6日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催方法 対面開催（場所：行政庁舎18階 1803会議室）
- 3 出席者 蘆立委員、加藤委員、河村委員、栗原委員、松尾委員  
（全員出席）  
《事務局》  
小野寺部長、中村課長、佐々木館長  
武田総括、ほか2人

### 4 議題

- (1) 公文書管理法の概要について（資料1-1、1-2）
- (2) 各都道府県の条例制定状況について（資料2）
- (3) 本県公文書管理の現状と課題について（資料3-1、3-2、3-3、3-4）
- (4) 本県条例の骨子案について（資料4）
- (5) 条例案の検討について（資料5-1、5-2）
- (6) その他

### 5 委員からの主な意見

- (1) 公文書管理法の概要について  
特になし

- (2) 各都道府県の条例制定状況について

河村委員

- ・ 他自治体では実施機関に議会を含めているところもあるようだが、宮城県ではどうするか。議会は、執行機関とは別に考える必要がある一方で、執行機関側でこの条例を制定するとなると、議会側としても対応を検討する必要性が出てくるかもしれない。そのことを念頭に議論を進める必要がある。
- ・ 大学法人を実施機関に含める場合は、大学の自治という点を考慮する必要があるかもしれない。

- (3) 本県公文書管理の現状と課題について

河村委員

- ・ 今後の公文書は、紙媒体ではなくなるのか、紙主体+デジタルになるのか。公文書を利用する立場からすると、デジタルで提供されるにしてもPDFファイルでは利用しにくいという認識。公文書を、庁内で利用する場合と広く県民に利用してもらう場合とで取扱いを分けて議論していく必要があるのではないか。

- 震災やコロナなどの事案の公文書を調べようとしたときに、既に保存期間が満了し公文書館に移管されている場合があるが、現在、公文書館では作成から30年経過しないと利用することができず、使い勝手が悪い状況がある。条例で文書管理のルールは作りつつ、それに付随する論点として、利用する側の視点を入れた議論が必要。
- 歴史的公文書に相当する文書が廃棄されると、検証ができなくなる状況が起こりうる。紙文書の場合、保存スペースの問題もあり廃棄に繋がりにかねないため、デジタルで残すことや、デジタルで残す期間（サイクル）についても議論したほうがよいのではないか。
- 選挙関係では別の公開制度があるほか、実施機関によっても公開について独自の制度運用を行っているかもしれない。今後議論する際に、その運用の基準などの情報もあるとよい。
- 神戸地裁が震災関係の民事訴訟資料記録を保存期間が満了したとして全て廃棄したという報道があった。そのようなことが起こらないよう、紙文書を廃棄する前にデジタル化する取扱いについて、別の条例で規定すべきことかもしれないが、考えていく必要があるのではないか。
- 利用する側にとってはテキスト化されていることが重要。テキストデータの場合は自然言語処理で学習させ、要約するなどして活用できる。今後、デジタル文書を中心に据えるのであれば、その文書の内容によって、紙文書の原本として残す必要があるものと、デジタルで残すことで足りるものとを区分するような基準を設け、文書廃棄の際のプロセスに盛り込むことも考えるべきでは。
- また、テキストデータの場合は、音声読み上げが可能となり、目が不自由な方、細かな文字が見えにくい方など、誰でも情報にアクセスできる権利を保障することに繋がる。そういう意味でもテキストデータで利用できるようにすることは重要なこと。

#### 加藤委員

- 国のガイドラインでは、最近までは、原則として、電子公文書はPDF/A形式で保存する旨が定められていた。その趣旨は、紙文書であれば100年、150年保存できるものを、公文書を電子で未来に継承する際にリーダブルなものとして長期保存に耐えられるようにするため。しかし、近年、国のガイドラインが変わり、ワードやエクセル、パワーポイント形式での保存も認められるようになってきている。今後、PDFにこだわらない形での保存がスタンダードになっていくと思われ、宮城県でもそういう拡張子での保存はあり得ると思う。
- 公文書をテキストデータで県民が利用できるようにするということは、研究者の視点として賛成であるが、その一方で、公文書はその真正性の担保が重要。裁判や権利関係で争いが生じるような場合に、県としては、その元となる公文

書を真正なものとして残す必要があるため、テキストデータである場合は、それが真正性を担保した公文書であるといえる基準が何かということのある程度定義付けなければならない。

- この条例を作る際に重要になるのが、移管・廃棄の評価選別。現用文書の段階での保存期間の設定と、歴文としての評価には「ずれ」がある。現場で用いる文書としては3年保存でよい、という場合も、研究者や歴史学者が研究に用いたいと考えるような文書については、必ずしも現用文書の管理者が設定した保存期間とは一致しない。レコードスケジュールの中で、現用文書の管理者が保存期間を設定し、期間が経過したから廃棄、と仮設定していたとしても、保存期間満了時の廃棄・移管の判断を公文書館が担うのか、今後、有識者で構成する公文書管理委員会がチェックすることになるのか。現用文書の管理者の判断だけではない、第三者の目が担保されるような仕組みにしておく必要がある。
- 総合文書システムが更新されていく過程で、現用文書から非現用文書までの管理を一気通貫するシステムができるとよい。この検討会でシステムの内容まで議論するかはわからないが、システムにはある程度公文書管理条例の概念を反映させるべき。テキストで自動的に変換して自動保存される仕組みなどを組み込まなければ、コストが膨大にかかってしまう。

#### 河村委員

- 真正性を残す必要があるものと、そこまで重要ではないが県民にとっては利用価値のあるものはテキストデータで、という分け方も考えられる。
- 文書はこれからデジタルが主流になると思われ、その変化に対応し、宮城県が、他の自治体の条例をバージョンアップするような発想で作ってけるとよい。震災も経験しており、その観点での文書管理の取組も形にできれば、意味のあるものになる。
- 紙媒体のものをデジタルに変換して保存するという議論は、既に県の公文書館に移管されている歴史的公文書に対してではなく、今後、移管されるものについて検討していくことになるのではないか。

#### 栗原委員

- 質問だが、県では、意思決定に関する記録はワードやエクセル等で作成しているものが多いか。その場合、改ざんを防止する仕組みはあるか。  
開示請求を行った場合、どのような状態（紙、電子等）で文書が開示されるか。

→（事務局回答）電子決裁で回議する文書は、テキストデータを用いる。決裁がされるとその文書はその時点で確定することになり、

改ざんすることはできなくなる。

開示請求があった際の開示文書は、基本的には紙でお渡ししている。

(4) 本県条例の骨子案について

特になし

(5) 条例案の検討について

○ 条例第1条 目的規定について

松尾委員

- ・ 本条例の目的において、情報公開制度と絡めて「県民の知る権利を尊重する」という表現が入ることは非常によい。情報公開制度と文書管理は車の両輪であり、それを踏まえて明示することはよいと思う。
- ・ さらに踏み込んで「県民の知る権利を保障する」という記載にするのはどうか。

→ (事務局回答) 規定ぶりとしてはあり得るが、情報公開条例の目的規定

とも整合を図る必要があると考えている。御提案の規定ぶりだと、今の情報公開条例よりも更に進んだものとなるため、今後の検討課題とさせていただきたい。

○ 条例第2条 定義規定について

【行政文書の定義】

栗原委員

- ・ 行政文書から除外される文書として、「規則で定める県の機関等により歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」が挙げられている。規則で対象機関は特定されるものの、その機関において、歴史的、学術研究資料として特別の管理をしている文書とは何を指すのかを認識できるようにする必要があるのではないか。

蘆立委員

- ・ 原案で「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」を行政文書の対象から除外した趣旨が、情報公開条例の対応箇所との整合性を図ることにあるとすると、これらについては、はじめから県民の利用に供することを目的としたものであるため、この条例で対象にしなくとも、知る権利は保障されているということであると思われる。この条例でその趣旨がよりわかるように規定するかどうかは別として、これらは誰

でも見ることができる資料であることが前提とされているということは、どこかで担保するべきではないかと思う。

#### 【実施機関の定義（範囲）】

##### 松尾委員

- ・ 実施機関には、現時点で議会を含めないこととしている。情報公開条例も別に定めているところではあるが、公文書管理条例についても議会独自で定めるような流れになるのか。また、議会の情報公開条例も、執行機関の情報公開条例に類似しているのであれば、将来的に、この公文書管理条例の実施機関に議会を含めるという方向性はあり得るのか。

→（事務局回答）現時点では、議会を実施機関に含めることは想定していないが、将来的にはあり得るかもしれない。

##### 河村委員

- ・ 議会としての責務を果たすという意味では、執行機関に依存せず独自で公文書管理条例をつくるような流れになるのではないかと。ただ、実際のところ、現在、情報公開条例や個人情報保護条例はそれぞれ別で制定していて、議会ではその審査会の委員をどう確保するかが課題となっている自治体がある。それでは条例を一本化することでよいのではないかと、という議論は出てくるかもしれない。

#### （6）その他

##### 加藤委員

- ・ 電子公文書をどう保存・利用していくかは欠かせない論点。現在、紙媒体の文書と、電子媒体の文書が混在している状況で、それぞれをどう保存するのか。紙は電子に変換するのか紙のままなのか、などの点は、見取り図を意識しながら議論する必要がある。
- ・ 少し踏み込んで考える必要があるのは、文書の評価のあり方。何を残すのかという点について、どこが担保するのか。保存するときの選別と、公文書館に移管する前の段階での選別の二段階があり得るが、それぞれどのようなかたちで誰が選別を担うのか、議論が必要。

##### 栗原委員

- ・ 新しい課題も踏まえ、条例に規定するもの、規則やガイドラインに規定するものなど、全体像を見据えて検討する必要があると感じた。また、文書を電子

にした場合の真正性の確保もポイントである。実施機関の範囲については原案で異論はないものの、実施機関によっては、システムによる電子的な管理を行っていないところもあると思われ、そのような実施機関では、公文書の真正性を担保しながらどう電子的管理を行っていくかが課題。

#### 河村委員

- ・ 条例、規則に何を落とし込むか。規則にはテクノロジーの変化やシステム改修によって運用が変わる可能性があるものを規定する。各自治体の規則のつくりも調べていただけるとよい。

#### 6 次回開催予定

令和6年10月25日（金）午後1時30分から午後4時まで